

第11回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月27日（木）午後2時30分から午後2時57分
2. 開催場所 網走市議会 議場
3. 出席委員 15人

会長	17番	山	田	健	一
会長職務代理者	11番	山	本	登	
委員	1番	居	内	和	則
	2番	鬼	塚	秀	明
	4番	川	崎	伸	弘
	5番	遠	藤	優	一
	6番	福	田	稔	
	7番	松	尾	貴	子
	8番	藤	田	政	揮
	9番	中	川	一	弘
	12番	小	田切	英	治
	13番	佐	々木	義	彦
	14番	鈴	木	圭	一
	15番	矢	萩	一	毅
	16番	首	藤	勝	広
4. 欠席委員

3番	鎌	田	直	人
10番	立	石	雄	治
5. 議事日程

報告第1号	買受適格証明に基づく農地法第3条の許可申請について
議案第1号	現況証明について
議案第2号	農地等の所有権移転について
議案第3号	農地の転用について
議案第4号	網走市農業振興地域整備計画変更（農用地区域の変更）について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の策定について
議案第7号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定について
6. 議事録署名委員

5番	遠	藤	優	一
6番	福	田	稔	
7. 出席事務局職員

事務局長	川	合	正	人
事務局次長	本	間	保	司
農地係長	石	垣	友	伯
事務局主査	竹	岡	亮	
農地係主事	猪	股	路	子

8. 会議の概要

事務局長

ただ今より、網走市農業委員会第 11 回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくをお願いいたします。

議長

本日の出席委員は、15 名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。なお、3 番鎌田委員、10 番立石委員から欠席の報告がありました。次に本日の会議の議事録署名委員として、5 番遠藤委員、6 番福田委員の両委員を指名いたします。それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第 1 号「買受適格証明に基づく農地法第 3 条の許可申請について」事務局に報告の説明を求めます。

事務局

(報告第 1 号の朗読説明)

議長

報告の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。ご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

なければ、以上で報告を終わります。次に、議案の審議に入ります。初めに、議案第 1 号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 1 号の朗読説明)

議長

議案第 1 号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 2 号「農地等の所有権移転について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 2 号の朗読説明)

なお、議案第 2 号につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料 1 の 1 ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。

以上でございます。

議長

議案第 2 号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第3号「農地の転用について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第4条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の2から5ページに記載しております。

以上でございます。

議長

議案第3号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、農地法第4条の許可基準を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第4号「網走市農業振興地域整備計画変更(農用区域の変更)について」を議題とします。議案第4号につきましては、初めに「1. 農用区域用途区分変更・編入申請」の1番から「3. 農用区域除外申請」の1番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1の1番から3の1番の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号「1. 農用区域用途区分変更・編入申請」の1番から「3. 農用区域除外申請」の1番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第4号「3. 農用区域除外申請」の2番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、2番の鬼塚委員の退席を求めます。

(鬼塚委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

(議案第4号3の2番の朗読説明)

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 4 号「3. 農用地区域除外申請」の 2 番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鬼塚委員 着席)

次に、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、8 番の藤田委員の退席を求めます。

(藤田委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

(議案第 5 号の朗読説明)

なお、議案第 5 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 6 ページに記載しております。以上でございます。

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、農地常任委員会報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 5 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(藤田委員 着席)

次に、議案第 6 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の策定について」及び議案第 7 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について」を一括として議題とします。本件については、農政常任委員会に付託されている案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

議案第 6 号及び議案第 7 号についてであります。本年 1 月の第 7 回総会後において、農政常任委員会に作成が付託されたことから、本年 2 月及び 4 月に農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い作成したものでございます。なお、内容の詳細については、事務局より説明させます。

議案第 6 号及び第 7 号について、審議の上、意見を求めるものであります。

初めに、議案第 6 号についてご説明いたします。資料 2 をご覧願います。こちらは、「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)であり、令和 2 年度の農業委員会の活動を 8 項目にわたり点検・評価するものです。主な点についてご説明いたします。1 ページには、令和 2 年度末、令和 3 年 3 月 31 日現在の農地面積、農家数、農業委員会の体制の概要等を記載しております。なお、農家数・農業者数については、2015 年農林業センサスの数値を記載しております。2 ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」について記載しております。「2 令和 2 年度の目標及び実績」についてですが、令和 2 年度末までの集積目標として設定した 13,844ha に対し実績は 13,759ha で、達成状況は 99.38%とほぼ目標を達成しています。3 ページをご覧ください。「新規就農、新規参入」について記載しております。「2 令和 2 年度の目標及び実績」についてですが、参入目標 1 経営体に対し、実績はありませんでした。4 ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置」について記載しております。「2 令和 2 年度の目標及び実績」ですが、目標の達成状況は 100%となっております。5 ページをご覧ください。「違反転用への対応」について記載しております。令和 2 年度の実績として違反転用はございませんでした。6 ページをご覧ください。「1 農地法第 3 条に基づく許可事務」についてですが、令和 2 年度における処理件数は 30 件、許可件数も 30 件となっております。「2 農地転用に関する事務」についてですが、令和 2 年度については 8 件許可しております。内訳は 4 条申請に対する許可が 4 件、5 条申請に対する許可が 4 件となっております。7 ページをご覧ください。農地所有適格法人の定期報告実績、賃借料情報の提供、農地の権利移動の状況把握、農地台帳の整備について記載しております。8 ページをご覧ください。「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、2 月の農政常任委員会で地域の農業者から寄せられた意見をお伺いし、その後、農地常任委員にも文書で意見聴取を行った結果、1 件の意見があり、対処内容も併せて記載しております。最後に事務の実施状況の公表等についてですが、総会議事録、活動計画の点検・評価ともに網走市公式サイトにて公表しております。

次に、議案第 7 号についてご説明いたします。資料 3 をご覧ください。こちらは、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)であり、今年度、令和 3 年度の農業委員会の活動の目標及びその達成に向けた計画となります。1 ページには、令和 3 年 4 月 1 日現在の農地面積、農家数、農業委員会の体制の概要等を記載しており、これは、先ほどご説明した資料 2「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)に記載の数値と同様の数値を記載しております。2 ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、「2 令和 3 年度の目標及び活動

計画」における令和3年度の集積目標面積は13,818haと設定しています。「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、「2 令和3年度の目標及び活動計画」における新規参入目標数は1経営体と設定しております。なお、参入目標面積20haについては、直近の参入実績である平成30年度の実績21.37haから設定しております。3ページをご覧ください。こちらは、令和3年度における「遊休農地に関する措置」、「違反転用への適正な対応」について記載しておりますが、例年どおり農地パトロール等を実施することとし未然防止に努めることとしております。議題第6号及び第7号のご説明については以上です。

議長

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第6号及び議案第7号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第11回総会を閉会いたします。